

肱川水系山鳥坂ダム建設事業環境影響評価書の公告・縦覧について

国土交通省四国地方整備局では、愛媛県大洲市で実施している肱川水系山鳥坂ダム建設事業に関して、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価を実施し、平成20年3月17日に国土交通大臣へ評価書を送付したところです。

平成20年3月31日より、同法第27条に基づき評価書等を別紙-1のとおり公告・縦覧しますのでお知らせします。

平成20年 3月28日  
国 土 交 通 省  
山鳥坂ダム工事事務所

<問い合わせ先>

・環境影響評価法に基づく手続きについて

国土交通省 四国地方整備局

企画部 環境調整官 松尾 裕治 （内線3114）

企画課長補佐 高橋 淳二 （内線3153）

TEL 087-851-8061（代）

・評価書の内容について

国土交通省 四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所

副 所 長 関谷 浩二 （内線204）

調査設計課長 馬渡 真吾 （内線351）

TEL 0893-34-3000（代）

[同時提供場所：高松サポート合同庁舎記者クラブ]

## 肱川水系山鳥坂ダム建設事業環境影響評価書の公告・縦覧について

### 1. 概 要

国土交通省四国地方整備局では、愛媛県大洲市で実施している肱川水系山鳥坂ダム建設事業に関して、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価を実施し、平成20年3月17日に国土交通大臣へ評価書を送付したところです。

平成20年3月31日より、同法第27条に基づき評価書等を下記のとおり公告・縦覧しますのでお知らせします。

### 2. 評価書の公告

平成20年3月31日付け官報にて公告します。（別紙－2）

### 3. 評価書等の縦覧

#### 1) 縦覧資料

資料－1 肱川水系山鳥坂ダム建設事業環境影響評価書

資料－2 肱川水系山鳥坂ダム建設事業環境影響評価書要約書

資料－3 肱川水系山鳥坂ダム建設事業に係る環境影響評価書に対する国土交通大臣意見について

#### 2) 縦覧方法

縦覧場所については下記のとおりです。

#### 縦覧場所

国土交通省 四国地方整備局 総務部総務課 情報公開室	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎
国土交通省 四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所	愛媛県大洲市肱川町予子林6番地4
愛媛県 本庁舎	愛媛県松山市一番町4丁目4番地2号
大洲市 本庁舎	愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市 長浜支所	愛媛県大洲市長浜甲480番地の3
大洲市 肱川支所	愛媛県大洲市肱川町山鳥坂74番地
大洲市 河辺支所	愛媛県大洲市河辺町植松548番地
西予市 本庁舎	愛媛県西予市宇和町卯之町3丁目434番地1
西予市 野村総合支所	愛媛県西予市野村町野村12号619番地
西予市 城川総合支所	愛媛県西予市城川町下相945番地

3) 縦覧期間

平成20年3月31日(月)～平成20年4月30日(水)まで  
(土曜日、日曜日、祝祭日を除く)

4) 閲覧時間

午前8時30分から午後5時00分まで(12時～13時までを除く)

4. その他

肱川水系山鳥坂ダム建設事業環境影響評価書及び同要約書については縦覧期間中、山鳥坂ダム工事事務所のホームページでもご覧いただけます。

(<http://www.skr.mlit.go.jp/yamatosa/>)

肱川水系山鳥坂ダム建設事業に係る環境影響評価書の縦覧について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二十五条第二項の規定に基づき、肱川水系山鳥坂ダム建設事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）を補正したので、法第二十七条の規定に基づき次のとおり公告し、評価書を縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

国土交通省四国地方整備局長 祢屋 誠

一 事業者の氏名及び住所

事業者の氏名 国土交通省四国地方整備局長 祢屋 誠

事業者の住所 香川県高松市サンポート三番三三号

二 対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称 肱川水系山鳥坂ダム建設事業

対象事業の種類 ダム新築事業

対象事業の規模 貯水面積七六ヘクタール（サーチャージ水位における貯水池の区域の面積）

三 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県大洲市

四 関係地域の範囲

愛媛県大洲市、同県西予市

五 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所

香川県高松市サンポート三番三三号 高松サンポート合同庁舎

国土交通省四国地方整備局総務部総務課（情報公開室）

愛媛県大洲市肱川町予子林六番地四

国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所

愛媛県松山市一番町四丁目四番地二号

愛媛県庁

愛媛県大洲市大洲六九〇番地の一

大洲市役所

愛媛県大洲市長浜甲四八〇番地の三

大洲市役所長浜支所

愛媛県大洲市肱川町山鳥坂七四番地

大洲市役所肱川支所

愛媛県大洲市河辺町植松五四八番地

大洲市役所河辺支所

愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目四三四番地一

西予市役所

愛媛県西予市野村町野村一二号六一九番地

西予市役所野村総合支所

愛媛県西予市城川町下相九四五番地

西予市役所城川総合支所

#### 縦覧期間

平成二十年三月三十一日から平成二十年四月三十日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

#### 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで（午前十二時から午後一時までを除く。）